

福岡県中小企業施設等災害復旧費補助金
(なりわい再建支援事業)

なりわい再建支援補助金
定額補助
交付申請マニュアル

令和 2 年 9 月
福 岡 県

定額補助事業対象者の要件の確認書類

(1)～(4)の書類の提出が必要です。

(1) 新型コロナウイルス感染症の影響を受けたことが分かる書類

●持続化給付金、福岡県持続化緊急支援金または小規模事業者持続化補助金（コロナ特別対応型）の受給を示すものや、国や自治体が発行する新型コロナウイルス感染症の影響で売上が減少していることが分かる証明書等の書類が必要です。

○上記書類の提出ができない場合は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた期間（令和2年1月から6月までのうち、任意の3ヶ月）の売上高と比較する前年同期間の売上高が分かる書類（月別試算表、月別合計残高試算表、月別損益計算書など）をご提出ください。

○該当する売上高部分にマーカーによる印などを付してください。

※時期による売上の変動が大きい事業者は、個別に県にご相談ください。

(2) 過去数年以内に発生した災害で影響を受けたことが分かる書類

過去5年以内において福岡県内で災害救助法が適用された災害は、
平成29年九州北部豪雨または平成30年7月豪雨です。（いずれかを選択してください）

※この他の災害救助法適用災害で該当される場合、個別に県へお問い合わせください。

●次の①～③のうち、いずれかの書類が必要です。

＜事業用資産への被害が証明できる書類＞

①（直接被害）過去数年以内に発生した災害の罹災（被災）証明書などの写し

②（間接被害）業績が悪化したことを示す書類

○被災前3ヶ月と被災当月若しくはその翌月から3ヶ月（（例）平成29年九州北部豪雨の場合、平成29年4、5、6月分及び同年7、8、9月分もしくは8、9、10月分）における売上高が分かる書類（月別試算表、月別合計残高試算表、月別損益計算書など）をご提出ください。

○該当する売上高部分にマーカーによる印などを付してください。

※時期による売上の変動が大きい事業者は、個別に県にご相談ください。

＜災害からの復旧・復興に向けて国等が実施した支援の活用実績が分かる書類＞

③過去数年以内に発生した災害からの復旧・復興に向けて国等が実施した支援（小規模事業者持続化補助金（九州北部豪雨災害対策型、平成30年7月豪雨対策型）、緊急経済対策資金（緊急特別融資枠、知事の指定する風水害）等）の活用実績が分かる書類

(3) 過去数年以内に発生した災害以降、売上高が20%以上減少している復興途上にあることが分かる書類

- 過去数年以内に発生した災害の被災前3ヶ月（(例)平成29年九州北部豪雨の場合、平成29年4、5、6月分）と令和2年7月豪雨災害前3ヶ月（令和2年4、5、6月分）における売上高が分かる書類（月別試算表、月別合計残高試算表、月別損益計算書など）をご提出ください。
○ 該当する売上高部分にマーカーによる印などを付してください。
※ 時期による売上の変動が大きい事業者は、個別に県にご相談ください。

(4) 交付申請時において、過去数年以内に発生した災害からの復旧又は復興に向けた事業活動に要した債務を抱えていることが分かる書類

- (別紙) 過去数年以内に発生した災害からの復旧又は復興に向けた事業活動に要した債務の状況確認書をご提出ください。
○ 別紙確認書「貼付欄」について、過去数年以内に発生した災害からの復旧又は復興に向けた事業活動に要した債務の借入日、借入額及び残高が分かる書類（銀行が発行する借入金残高証明書等）の貼付をお願いします。借入日などの情報が不足する場合は、借入金の申込書控えの写しなどを添付してください。
- 次のア i)、ii)、イ i)、ii) の4つのうち、いずれかの書類が必要です。
○ 交付申請時に提出した決算資料に基づき記載してください。
○ 該当する金額部分にマーカーによる印などを付してください。
ア 総資産に対する債務の割合
 - i) 金融機関からの借入金（短期・長期の合算）／総資産が申請者の企業規模の中小企業全業種における割合の平均値以上であることが分かる書類
 - ii) 金融機関からの借入金（短期・長期の合算）／総資産が申請者の企業規模・業種の中小企業における割合の平均値以上であることが分かる書類イ 経常利益に対する債務の割合
 - i) 金融機関からの借入金（短期・長期の合算）／経常利益が申請者の企業規模の中小企業全業種における割合の平均値以上であることが分かる書類
 - ii) 金融機関からの借入金（短期・長期の合算）／経常利益が申請者の企業規模・業種の中小企業における割合の平均値以上であることが分かる書類※ 各業種・企業規模ごとの平均値は「定額補助 要件確認様式」中のシート「(参考) 債務平均」をご確認ください。

(5) 令和2年7月豪雨により、施設または設備が被災し、その復旧を行おうとしていることが分かる書類

- 本補助金への交付申請書の提出をもって、要件を満たすものとします。